

農業研修で栽培技術や農業知識を習得しよう

70

ファーマーズスクール事業

内 容／地域の特産品である「夏秋トマト」「椎茸」「梨」の担い手を確保するため、就農に必要な栽培技術や農業知識を身につけることができる研修制度（研修期間：1年以上2年以内）

対 象／①満18歳以上の方で、研修終了後原則、九重町で就農・定住をする方
②就農後、原則、生産部会等に加入し出荷を行う方
③受入農家と親族（3親等以内の者）ではない方
④普通自動車運転免許を有する方
※そのほかにも要件がありますので、お問い合わせください。

助成内容／・受入農家への謝金は全額町が負担。
・ハウス又は圃場の借り上げ料は1年目が全額、2年目からは1/2を町が負担。
※要件を満たす方は、新規就農者育成総合対策事業（就農準備資金）の給付が可能です

手 続 き／希望される方は、以下の書類を提出ください。
申込書、履歴書、申込追加資料、運転免許証の写し
※作物によって募集期間が違いますので、担当課までお問い合わせください。

申込み・お問い合わせ 農林課 農業振興グループ ☎76-3804

農業後継者を育てよう

71

親元就農給付金（準備型・開始型）

内 容／3親等以内の者が経営者である経営体で、後継者が就農する場合に給付金を給付します。
①準備型：農業技術及び経営ノウハウの取得のための研修に専念する親元就農予定者を支援します。
②開始型：家族経営の発展のため、親元就農後、農業に専念する者を支援します。

対 象／親元就農（予定）時の年齢が原則55歳未満の方で、以下の要件を満たす方。
①準備型 ・大分県農業大学校の農学部2年生又は研修部生であること。
・研修期間が概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上であること。
・町から研修計画の承認を受けること。
・研修後、地域計画に中心となる経営体として位置付けられること。
②開始型 ・町から経営発展計画の承認を受けること。
・家族経営協定を締結していること。
・地域計画に中心となる経営体として位置付けられていること。
※その他にも要件があります。

助成内容／①準備型：最大150万円/年 最長1年間
②開始型：最大100万円/年 最長2年間（準備型の給付期間を含む）

手 続 き／(1) 提出書類または申請に必要なもの ※ほかにも必要な書類があります
・準備型：研修計画承認申請書、農業大学校在籍証明書、履歴書
・開始型：経営発展計画承認申請書、収支計画、家族経営協定の写し
(2) 注意点
・新規就農者育成総合対策事業（経営開始資金）（P37参照）を交付される方は対象外です。
県の施策により要件等が変更になることがあります。

申込み・お問い合わせ 農林課 農業振興グループ ☎76-3804

農地中間管理機構を利用して、農地を集積しましょう

72

農地集積・集約化対策事業

内 容／地域における話し合い（人・農地プラン）に基づき農地中間管理機構にまとまった農地を貸し付けた地域や個人、担い手への集積・集約化に協力いただいた出し手のみなさんを支援します。

対 象／地域に対する支援『地域集積協力金』
実質化した人・農地プランの策定地域で機構にまとまった農地を貸し付けた地区

助成内容／地域集積協力金（貸付面積 10a 当たり）
（中山間地域）地区内の農地の 4%超 15%以下：1.0 万円
15%超 30%以下：1.6 万円
30%超 50%以下：2.2 万円
50%超 80%以下：2.8 万円
80%超 3.4 万円

手 続 き／給付を受けようとする方は、農地中間管理機構を通じて、農地の賃借契約が成立することが条件となりますので、担当課までお問い合わせください。

申込み・お問い合わせ 農林課 農業振興グループ ☎76-3804

トマト等の園芸品目の規模拡大を支援します

73

おおいた園芸産地づくり支援事業

内 容／地域が一体となり園芸産地づくりを進めていくために、栽培施設整備や機械導入等の産地拡大を目指す取組を支援します。

対 象／トマト・ねぎ・梨における規模拡大や新規参入を行う認定農業者もしくは認定新規就農者等

助成内容／施設整備及び機械導入に係る経費の 2/3 以内を助成

手 続 き／補助を受けようとする方については、事前に県との協議が必要ですので、農林課までお問い合わせください。

申込み・お問い合わせ 農林課 農業振興グループ ☎76-3804

園芸品目の高温対策を支援します

74

園芸作物高温対策緊急支援事業

内 容／夏季高温環境下でも持続的生産が可能な夏秋園芸産地の体制整備のため、園芸品目における遮光資材・かん水資材の導入に対し補助します。

対 象／施設栽培（トマト・カスミソウ・ピーマン・ネギ）における遮光資材（塗布剤を除く）
露地栽培（ネギ）におけるかん水資材

助成内容／資材導入に係る経費の1/3 以内を助成

手 続 き／補助を受けようとする方については、申請書を提出してください。

申込み・お問い合わせ 農林課 農業振興グループ ☎76-3804

遊休ハウスを利用しよう！

75

遊休ハウス再活用支援事業

内 容／現在活用されていない、または今後活用予定のないハウスを購入または譲り受け、農業生産を行う方に対して支援します。

対 象／町内で農業を営む個人、集落営農団体及び法人

助成内容／再活用されるハウスの建込合計面積により算出した定額補助

手 続 き／詳細は農林課までお問い合わせください。

申込み・お問い合わせ 農林課 農業振興グループ ☎76-3804

町道・林道・法定外公共物を地域の力でより便利に！

76 町道・林道・法定外公共物・農牧道・農業用水路原材料支給事業

内 容／町道・林道・法定外公共物・農牧道・農業用水路の維持管理や安全確保等のための原材料支給。

対 象／①町道：対象路線を利用する、対象区域の行政区長からの申請
 ②林道：対象路線を利用する、対象区域の代表者および事業者等
 ③法定外公共物：里道・水路を利用する関係者等からの申請
 ④農牧道：受益者2名以上かつ受益面積1ヘクタール以上の農業用道路及び牧道を利用する関係者等からの申請
 ⑤農業用水路：受益者2名以上の農業用水路を利用する関係者等からの申請

助成内容／コンクリートや側溝蓋などの原材料支給。
 ※申請者および関係者による自力施工となる

手 続 き／原材料支給申請書を提出してください。

申込み・お問い合わせ 建設課 管理水道グループ ☎76-3811 (町道・法定外公共物・農牧道・農用水路関係)
 農林課 畜産林業グループ ☎76-3804 (林道関係)

新規就農者の初期負担を支援します

77 新規就農者負担軽減対策事業

内 容／就農初期の負担軽減及び経営安定に向けた所得補てん制度の創設など円滑な経営開始等を支援します。

対 象／所得安定対策
 ・就農1年目の認定新規就農者で、新規就農者育成総合対策（経営開始資金）の交付対象者

助成内容／所得安定対策
 事業実施主体が就農1年目の経営安定に向けた所得を補填する（一経営体につき100万円を上限とする）場合、その補てんに要する経費を給付

手 続 き／所得安定対策
 青年等就農計画認定証の写し、誓約書ほか

申込み・お問い合わせ 農林課 農業振興グループ ☎76-3804

中山間地域の農業を守ろう！

78 中山間地域等直接支払事業

内 容／農業生産条件の不利益な中山間地域において、集落等を単位に農用地を維持・管理していくための取り決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に地目・面積に応じて一定額を交付します。

対 象／①農振農用地区域内かつ地域計画区域内の農用地であること
 ②傾斜の要件を満たす農地であること
 ③一団の農用地の面積が合計1ha以上であること
 ④5年間農業生産活動を継続する農業者であること

助成内容／①田：急傾斜（1/20°以上）21,000円/10a、緩傾斜（1/100°以上）8,000円/10a
 ②畑：急傾斜（15°以上）11,500円/10a、緩傾斜（8°以上）3,500円/10a
 ③草地：急傾斜（15°以上）11,500円/10a、緩傾斜（8°以上）3,000円/10a
 ④牧草放牧地：急傾斜（15°以上）1,000円/10a、緩傾斜（8°以上）300円/10a

手 続 き／交付を受けようとする集落については、事前に所定の様式による事業計画書を提出し、計画の認定を受ける必要があります。また、交付単価の10割の交付を受けるためには、農業生産活動等に加え、ネットワーク化活動の作成が必要となります。
 詳細は農林課までお問い合わせください。

申込み・お問い合わせ 農林課 農業振興グループ ☎76-3804

農地の多面的機能を守ろう！

79

多面的機能支払交付金事業

内 容／農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保安全管理を推進する組織に対して補助金を交付します。

対 象／・農振農用地区内の農用地であること
・農業者のみ、または農業者とその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織であること

助成内容／①農地維持支払（水路の泥上げ、農道の路面維持等の活動に取り組む場合）
田：3,000円/10a 畑：2,000円/10a 草地：250円/10a
②資源向上支払（植栽活動、農道の舗装、水路の更新等に取り組む場合）
田：2,400円/10a 畑：1,440円/10a 草地：240円/10a

手 続 き／交付を受けようとする集落については、事前に所定の様式による事業計画書を提出し、計画の認定を受ける必要があります。

申込み・お問い合わせ 農林課 農業振興グループ ☎76-3804

しいたけの生産性を向上しましょう！

80

生産施設等整備事業

内 容／しいたけの生産をするための施設・機械（保冷库、ハウス、暖房機、トラック搭載型クレーン、油圧ショベル）の購入に係る経費の一部を補助します。

対 象／増産計画のある乾しいたけ又は生しいたけを生産する団体（事業規模要件があります）

助成内容／1/2～3/4（事業メニューにより補助率や採択基準が異なります）

手 続 き／補助を受けようとする方については、事前に県との協議が必要ですので担当課までお問い合わせください。

申込み・お問い合わせ 農林課 畜産林業グループ ☎76-3804

しいたけ種駒の購入を助成します

81

原木椎茸種駒助成事業

内 容／原木しいたけの種駒の購入に係る経費の一部を補助します。

対 象／年間2万個以上を植菌しているしいたけ生産者

助成内容／1駒あたり0.5円（100,001駒から200,000駒の購入分については1駒あたり1円）

手 続 き／補助を受けようとする方については、所定の申請書に植菌した駒数のわかる書類を添付して提出する必要があります。

申込み・お問い合わせ 農林課 畜産林業グループ ☎76-3804

農業後継者を育てよう！

82 新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業）

- 内 容**／就農後の経営発展のために、必要な機械・施設の導入等の取組みを支援します。
- 対 象**／①就農時に49歳以下で、令和6年度または令和7年度に新たに農業経営を開始する認定新規就農者
②本人負担分について融資を受けていること
③農業で生計が成り立つ計画を立てられる方
- 助成内容**／対象経費（機械、施設、家畜導入、果樹等）の3/4以内で、1,000万円を上限
※経営開始資金の交付対象者は上限500万円
- 手 続 き**／取組計画に応じた事業採択方式になりますので、詳細は農林課までお問い合わせください。

申込み・お問い合わせ 農林課 農業振興グループ ☎76-3804

農業後継者を育てよう！

83 新規就農者育成総合対策事業（経営開始資金）

- 内 容**／就農直後の経営確立に資する経営開始資金を交付します。
- 対 象**／①49歳以下の認定新規就農者
②前年の世帯（親子及び配偶者の範囲）所得が原則600万円未満の方
※その他にも要件があります。
- 助成内容**／月12.5万円（年間150万円）を最長3年間交付
- 手 続 き**／詳細は農林課までお問い合わせください。

申込み・お問い合わせ 農林課 農業振興グループ ☎76-3804

畜産経営の省力化に！

84 九重町畜産省力化推進事業

- 内 容**／畜産経営の省力化を図るための機器の導入・整備に係る費用を補助します。
- 対 象**／畜産農家（肉用牛）
- 助成内容**／発情発見システム、分娩監視カメラ及び省力化機器の購入・整備に係る費用の1/2以内（上限30万円）
- 手 続 き**／事前に要望調査を行います。申請希望農家は要望書の提出をお願いします。

申込み・お問い合わせ 農林課 畜産林業グループ ☎76-3804

酪農経営の安定化を図ろう！

85 酪農支援対策施設整備事業

- 内 容**／酪農経営の体質を強化するため、省力化及び暑熱対策のための施設・機械やカウコンフォート用牛舎等の整備を支援します。
- 対 象**／酪農家で認定農業者であること
- 助成内容**／1/2以内（県の実施要綱に沿って交付されます）
- 手 続 き**／補助を受けようとする方については、事前に県との協議が必要ですので担当課までお問い合わせください。

申込み・お問い合わせ 農林課 畜産林業グループ ☎76-3804

農作物の鳥獣被害を防ぎましょう！

86

有害鳥獣被害防止対策事業

内 容／農地（田・畑・草地）のイノシシ、シカ等の有害鳥獣被害を防止するために設置する電気柵・シカネットに係る経費の一部を助成します。

対 象／毎年耕作をしており、イノシシ・シカ等の被害を受けている農地を所有している方

助成内容／購入に要する経費の2/3

手 続 き／補助を受けようとする方は、事前に農林課へ被害の状況を報告する必要があります。

申込み・お問い合わせ 農林課 畜産林業グループ ☎76-3804

有害鳥獣の駆除を支援します

87

有害鳥獣駆除捕獲報償金

内 容／イノシシ、シカ、アライグマ等小動物及びカラス等の有害鳥獣の捕獲に対する報償金を交付します。

対 象／有害鳥獣捕獲用のわなの免許及び銃猟の免許を所持している方のうち、捕獲員として登録されている方（通年）
※猟期間（11/1～3/15）に限り、狩猟者登録をしていて申請のあった方

助成内容／①猟期内 イノシシ：5,000円 シカ：11,000円
②猟期外 イノシシ：8,000円 シカ：11,000円
③通年 アライグマ等小動物：2,000円
カラス等：8,000円（1回、4名以上共猟）または1,000円（1羽、2～3名共猟）
※金額は変更となる場合があります。

手 続 き／毎月10日までに前月分の作業日誌と写真、イノシシ・シカ・小動物については捕獲した個体の尻尾を持参しての報告が必要です。

申込み・お問い合わせ 農林課 畜産林業グループ ☎76-3804

しいたけ原木の搬出効率を向上しましょう！

88

低コスト簡易作業路緊急対策事業

内 容／しいたけの原木の搬出をするための簡易な作業路の開設に係る費用の一部を助成します。

対 象／生産組合又は原木しいたけ生産者

助成内容／延長1mにつき500円
（幅員2.0m以上、受益面積0.1haあたり100m以上の延長のあるもの）

手 続 き／補助を受けようとする方については、事前に県との協議が必要ですので担当課までお問い合わせください。

申込み・お問い合わせ 農林課 畜産林業グループ ☎76-3804

持続的かつ安定的な肉用牛経営を目指そう！

89

大分県畜産生産振興対策事業

内 容／持続的かつ安定的な肉用牛経営をめざし、さらなる規模拡大や省力化及び防疫の強化を図り、中核的な肉用牛経営体の育成と高品質な肉用牛生産体制の確立を図るため、畜舎等の建設をする農家へ補助します。

対 象／繁殖牛または肥育農家で肉用牛 3 ヶ年増頭計画を有する方

助成内容／1/2 以内（県の実施要綱に沿って交付されます）

手 続 き／補助を受けようとする方については、事前に県との協議が必要ですので担当課までお問い合わせください。

申込み・お問い合わせ 農林課 畜産林業グループ ☎76-3804

優秀な母牛を保留しましょう！

90

九重町繁殖雌牛保留推進支援事業

内 容／畜産農家で、繁殖用の母牛の保留及び導入に対して1頭あたり5万円を補助します。

対 象／30頭未満の飼養農家を基本とし、保留及び導入された令和7年2月の子牛市場から令和8年1月の子牛市場に上場された子牛

助成内容／1頭につき5万円の助成

手 続 き／①令和8年1月市場後に保留又は導入した名簿を農協より収集し、対象牛を選抜します。選抜された農家の方に農林課より申請手続きの通知を行います。
②通知を受けた農家につきましては、印鑑を持参のうえ所定の申請書に捺印のうえ申請してください。

申込み・お問い合わせ 農林課 畜産林業グループ ☎76-3804

乳用牛の自家保留及び導入を促進し、経営の安定化を図ろう！

91

九重町乳用牛生産性向上対策事業

内 容／乳用牛の自家保留及び導入（子牛・成牛）を促進するために助成を行います。また、搾乳素牛の確保に向けた雌雄判別精液（雌）に対しても助成を行います。

対 象／酪農家であること

助成内容／①生後12ヵ月以上24ヵ月未満の自家保留産子及び導入牛又は24ヵ月齢以上の導入牛に対して1頭あたり50,000円

②雌雄判別精液（雌）に対して1頭あたり5,000円

手 続 き／対象農家には通知します。通知を受けた後、農林課で申請をお願いします。

申込み・お問い合わせ 農林課 畜産林業グループ ☎76-3804